

## 卸売市場法改正のポイント(中央市場)

	現行法	改正法		
市場の開設等	国が整備方針・計画を策定	国が基本方針を策定		
	開設（農林水産大臣による認可）	開設（農林水産大臣による認定となり、民間業者でも可能となる）		
	卸売業者	農林水産大臣による許可	卸売業者	法律上の規定なし
	仲卸業者	開設者による許可	仲卸業者	
	売買参加者	開設者による承認	売買参加者	
		国が指導・検査監督（開設者及び卸売業者）	国が指導・検査監督（開設者のみ）	
取引規制等	売買取引の原則	全市場の「共通ルール」として残置		
	差別的取引の禁止			
	売買取引の方法			
	受託拒否の禁止			
	代金決済の確保			
	取引結果の公表			
		(売買取引の条件の公表)	全市場の「共通ルール」として新設	
	第三者販売の原則禁止	卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み共通ルールに反しない範囲において定めることができる		
	直荷引きの原則禁止			
	商物一致の原則			
自己買受				